

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業）
分担研究報告書

「小児死因統計の臨床的死因との合致性に影響する要因に関する研究」
既存情報を小児死亡検証に既存情報を活用するための可能性と障壁に関する研究

分担研究者	溝口史剛	前橋赤十字病院小児科
研究協力者	東谷良子	木村・東谷法律事務所

研究要旨

本分担研究者らは昨年度、小児科学会子どもの死亡登録検証委員会で施行された、2011年の死亡事例検証のパイロットスタディーのうち、登録された乳児死亡事例 214 例のデータを用いて、統計上の死因と臨床上の死因の合致性、および記載された死因と実際の死因との合致性につきさらなる検証を行い、乳児死因簡単分類の変更を要した事例（レッド事例）は 58 例（27%）、乳児死因簡単分類の変更を要さないものの、「欄への追記を含む、何らかの修正が望まれるが、乳児死因簡単分類の変更を伴わない事例」や「死因の明確化のためにはさらなる詳細情報の記載が望まれる事例（欄への追記を要する事例）」と定義づけたイエロー事例が 48 例（22%）存在していたことを報告し、死亡診断書/死体検案書の記載内容から正確な死因統計を取ることは実質不可能であり、死後に包括的な情報を集約したうえで、死因の検証を行う体制（チャイルド・デス・レビュー：CDR）の整備が望まれるとの提言を行った。

本年度は CDR を実施する上で、現在の各種法制度の下で収集された既存情報をどのようにに利活用できるのかにつき検討した。

現行法の下では死亡小票をもとにした全数把握は可能であるが、死亡小票内容をもとにした詳細に検討すべき事例のスクリーニングは不可能であり、既存情報を生かすためには、別の法令根拠が求められると考察された。また現行法そのままで弾力的運用には、多くの機関が関与しかつ関係法規とのバッティング（刑事訴訟法、個人情報保護法など）が生じることが容易に想定されるセンシティブ情報を扱うその性質上、「チャイルドデスレビュー」という文言そのものを法令に記載し、根拠を明確にしない限り、既存情報を活用することや、新たに情報を収集したり、他の法令根拠に基づき収集された情報を共有し、子どもの予防可能な死亡を減少させるための知見を具体的に社会に還元させる体制を構築させるには不十分であると思われた。

このような情報のリンケージを進めるためには、先にも述べたように、チャイルドデスレビューという文言がその目的とともに具体的に法令に記載され、リンケージすべき情報とその利活用についても明確化される必要がある。

A．研究目的

本分担研究者らは昨年度、小児科学会子どもの死亡登録検証委員会で施行された、2011年の死亡事例検証のパイロットスタディーのうち、登録された乳児死亡事例214例のデータを用いて、統計上の死因と臨床上の死因の合致性、および記載された死因と実際の死因との合致性につきさらなる検証を行い、乳児死因簡単分類の変更を要した事例（レッド事例）は58例（27%）、乳児死因簡単分類の変更を要さないものの、「欄への追記を含む、何らかの修正が望まれるが、乳児死因簡単分類の変更を伴わない事例」や「死因の明確化のためにはさらなる詳細情報の記載が望まれる事例（欄への追記を要する事例）」と定義づけたイエロー事例が48例（22%）存在していたことを報告し、死亡診断書/死体検案書の記載内容から正確な死因統計を取ることは実質不可能であり、死後に包括的な情報を集約したうえで、死因の検証を行う体制（チャイルド・デス・レビュー：CDR）の整備が望まれるとの提言を行った。

本年度はCDRを実施する上で、現在の各種制度の下で収集された既存情報をどのように活用できるのかにつき検討したので報告する。

B．研究方法

CDRは地域で発生した死亡事例を全数把握し、予防可能性についてスクリーニングし、検討を行った時点でその判断を正確にしえない事例や、予防可能性のあったと判断された事例につき、さらなる情報収集を可能な限り行い、そのうえで再度多面的観点で検証を行い、必要な場合には死因別に専門家パネルを開催したうえで

詳細な検討を行い、予防施策を提言し、

その提言がどの程度実施されているのかをトラッキングすることで、可能な限り予防可能な小児期死亡を制度として提言させていくための制度である。

本分担研究では、このうち既存データをCDRの各段階でどの程度利活用できるのかを検討した。

C．研究結果、およびD.考察

死亡事例の全数把握

現在の人口動態調査は新「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施されている。死亡事例は全例が市区町村に死亡届を提出する必要があり、提出された死亡診断書（死体検案書）をもとに人口動態調査票（死亡票）が作成され、管轄区域の保健所に送付され、死亡票に基づいて死亡小票（死亡票の写し）が作成され、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区の保健所にあつては、市長又は区長を経由）に送付され、厚生労働大臣に送付される。

すなわち死亡診断書（死体検案書）に記載された内容については、市町村及び保健所にデータは保管された状態にある。しかしながら新統計法によって、より利活用されやすい状態となったとはいえ、その二次的利用に関しては現行法の下では、その利活用は大きく制限されており、統計の作成、統計的研究を目的とした調査票の二次利用は、調査を実施した府省自身が利用する場合に限られ（統計法32条）であり、調査票情報の提供を受ける場合も公的機関が利用する場合（統計法第33条第1号）や、公的機関が委託または共同して調査研究を行う場合・公的機関が公募の方法により補助す

る調査研究を行う場合・行政機関などが政策の企画/立案/実施または評価に有用であると認める統計の作成などを行う場合に限定されていて（統計法第33条第2号）、一般の者が利活用可能であるのは公益性があり社会に還元されることなどを条件としたオーダーメイド集計（統計法第34条）や匿名データ（統計法第35条、第36条）の提供に限定されている。

つまりは、現行法の下では死亡小票の利用は「統計の作成（その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成すること）」、「統計的研究（調査票情報を利用して行う統計的手法による研究）」に原則限定されており、既存情報としての死亡小票内の情報を用いてのスクリーニングを行うことは原則としてできない。

結論としては、の全数把握をすることのみを目的とした場合には統計法第33条に基づいた既存情報の収集はなしえるが、CDRのための以降のプロセスを実施するためには、改めて別の法令根拠をもとにした情報収集を行う必要がある。なお英国では2017年10月にCDR実施のための法定ガイドラインが策定されたが、全数報告のために新たにFormAという書式を持ちいて死亡情報を収集することと定めている（報告すべき内容：死亡児の氏名・生年月日・住所・学校/保育園・死亡に至ったエピソードの発生場所、警察通報の有無、死亡診断書/死体検案書の発行状況、予測しえた死亡であったか否か、死亡事実を連絡した関係機関の一覧表、および報告者の氏名/所属機関）。

予防可能性スクリーニングのための情報把握を可能な限り正確に行うために既存情報を収集するための法令根拠となりうる現

行法としては、「児童福祉法」、「母子保健法」、「地域保健法」、「死因身元調査法」が挙げられる。

「児童福祉法」では、「児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う」とされているが、対象が児童福祉に関する事項に限定されること、ならびにCDRの結果は児童福祉の向上に資するものの、全小児死亡事例の検証まで同法で包含しうるのかは不明瞭であり、CDRの実施そのものの根拠としようとは考え難い。

「母子保健法」に関しては、第二十条三項で「国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性及びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進に努めなければならない」とされており、少なくとも乳幼児期に関してはCDRの実施そのものの根拠としようが、大きな問題点として対象が乳児および幼児に限定されてしまう。第八条三項で、「学校保健安全法・児童福祉法やその他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努める」旨記載されているが、単独でCDRの根拠法とはしえない。また全死亡事例の検証まで同法で包含しうるのかはやはり不明瞭である。

「地域保健法」に関しては乳幼児に限定せず、保健所に以下に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うことと定めている。

- ・ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項（第6条1項）

- ・ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項（第6条8項）
- ・ その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項（第6条14項）

および必要があるときは、

- ・ 地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること（第7条1項）
- ・ 地域保健に関する調査及び研究を行うこと（第7条2項）

このうち、CDRの根拠法に転用しうるのは第6条14項、ならびに第7条1項であるが、第6条14項では保健所の業務は企画調整にとどまり情報収集権限は付与されず、第7条1項であれば情報の収集と利活用が可能となるが、全死亡事例の検証まで同項で包含しうるのは不明瞭である。また「必要があるときは」という条件付けがあるが、何をもって必要があると解釈すればよいのか（予防可能性のあったと判断しうる死亡に限定するのか、小児が死亡したことをもって必要があると判断しうるのか）不明瞭である。

「死因身元調査法」に関しては、正式名称の「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が示す通り、本法律体系をCDRの根拠法とした場合、警察対応となる死亡事例に検証が限定されてしまう。同法には「公衆衛生の向上」につき言明されてはいるものの、法の理念として「市民生活の安全と平穏を確保することを目的」としている。

なお現時点で法案作成され、提出がなされたものの、成立に至ってはいない「死因究明推進基本法（案）」では、その目的を「安全で安心して暮らせる社会の実現」お

よび「生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現」に寄与することとしており、第三条2項で、「死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする」と定めており、CDR実施の法令根拠になりうると思われる。ただし「高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ」との前提記載内容から、即座にこれをもってCDRの実施体制の整備に直結させることは困難である。

結論としては、現行法のままではCDRを実施するためには「法律の弾力的運用」をしなくてはならない点に変わりはなく、多くの機関が関与し、かつ関係法規とのバッティング（刑事訴訟法、個人情報保護法など）が生じることが容易に想定されるセンシティブ情報を扱うその性質上、「チャイルドデスレビュー」という文言そのものを法令に記載し、根拠を明確にしない限り、既存情報を活用することや、新たに情報を収集したり、他の法令根拠に基づき収集された情報を共有することは、困難である。

なお英国のCDR実施のための法定ガイドラインでは、死亡を把握した機関（実質的にはほとんどが医療機関）にスクリーニングのための情報収集として、各死因別にFormB（新生児[B2]、予期された死亡[B3]、不詳死[B4]、交通外傷/転落[B5]、溺死[B6]、火災[B7]、違法薬物[B8]、その他の事故[B9]、中毒死[B10]、虐待/殺人[B11]、自殺[B12]）という書式を持ちいて死亡情報を報

告することと定めている。

詳細情報の把握・収集

現行法による、個別具体的な死亡事例調査の根拠法例としては、昨年度の報告で用いた、死因統計上のグルーピング（①虐待/ネグレクト、殺人、②自殺、③その他の外因、④悪性疾患、⑤急性疾患、⑥慢性土疾患の増悪、⑦染色体/先天異常、⑧周産期/新生児、⑨感染症、⑩不詳死別に、下記のとおりであった。

①虐待/ネグレクト・殺人

「警察法」「警察官職務執行法」「刑事訴訟法」などが法令根拠となるが、虐待死の行政調査に関しては「虐待防止法第4条第5項」が根拠となる

②自殺

「自殺対策基本法第15条」が根拠となりうるが、あくまでも公衆衛生学的調査を定めたものと解釈されるものであり、CDRで求められる個別事例検証に関しては、いじめによる自殺であれば、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」が根拠法になるが、いじめ自殺以外の自殺であれば文科省通知「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」があるのみである。

③その他の外因

保育事故による死亡に関しては、「平成26年内閣府令第39号」「平成26年厚生労働省令第63号」「平成29年厚生労働省令第123号」が根拠となる

航空・鉄道・船舶事故死に関しては、「運輸安全委員会設置法」が、交通事故に関しては「道路交通法第108条

14項」が根拠となる。

なお道路交通法では第108条16項で「警察署長は、分析センターの求めに応じ、分析センターが事故例調査を行うために必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の発生に関する情報その他の必要な情報又は資料で国家公安委員会規則で定めるものを提供することができる」と規定されており、かつ同24項では「警察庁及び都道府県警察は、分析センターに対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事業の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えるものとする」と記載されている。

その他の事故に関しては、「消費者安全法第23条」が根拠となりうる。なお消費者安全法では「消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない」とその他の法令根拠に基づく調査により代替する旨が明記されており、また同法第4条5項では「国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、都道府県警察、消防機関、保健所、病院、教育機関、消費生活協力団体及び消費生活協力員、消費者団体その他の関係者との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない」旨が明記されている

④-⑧の内因死

医療過誤の可能性がある場合には「医療法第6条11項」に基づいた調査が根拠法となるが、それ以外では剖検実施に関しての

「死体解剖保存法」以外には、「がん対策基本法」「難病の患者に対する医療等に関する法律」「肝炎対策基本法」「アルコール健康障害対策基本法」「アレルギー疾患対策基本法」など調査研究を推進する各種法が存在するが、個別事例の詳細検討を規定するものではなく、個別死亡事例の検討は臨床病理検討会（CPC）と同様、臨床研修制度や専門医制度でそれを促進する枠組みはあるものの、医療者の専門性向上のための自己研鑽として任意に実施されているものである。

⑨ 感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、食中毒に関しては「食品衛生法」、検疫に関しては「検疫法」が根拠となる。

⑩ 不詳死

解剖に関しては「死体解剖保存法」が根拠となる。異状死と判断された場合には医師法 21 条に基づき、警察に届け出を行う必要があり、犯罪死の可能性が否定できればの根拠をもとに、非犯罪死体と判断された場合でも「死因身元調査法」に基づく調査対象とされる可能性がある。いずれにしろ刑事事件となりうる場合には、刑事訴訟法 47 条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」に基づき、CDR に資する情報を警察から得ることは極めて困難である（但し書きの「相当」の範囲が不明瞭であり、実運用はほとんどなされていない）。死因身元調査法に基づく解剖結果に関しては、犯罪捜査の手續に

付されていないものに関しては、「検案を行った医師」もしくは「死亡時画像の読影を行った医師」から「解剖等の結果の提供の求めがあつた場合」に、「医学研究目的に限り、死者を識別できる方法で第三者に提供することのないことを条件に」提供すべき旨が通達されている（丁捜一発第 117 号）。つまり実際の死亡に対応した臨床医が死体検案を行わなかった場合には、情報は還元されない。なお本通知では「別途の手續が既に確立されている都道府県警察にあつては、その提供方式（含、司法解剖）を継続して差し支えない」との記載や、「司法解剖結果等の提供を求められた場合は、犯罪捜査への支障や刑事訴訟法第 47 条の規定を鑑み、必要に応じて検察庁とも協議を行い可否等について個別に検討する」旨記載されており、一律に司法解剖結果の提供を妨げるものではない。

CDR は、これらの現行の根拠法例をもとにした死亡事例検証にとって代わるものではなく、これらの現行の根拠法例をもとにした死亡事例検証を行えない事例をカバーするものということもできる。ただ、これらの検証結果は、統合されて一元的に、今後の予防可能死の減少に資するような施策に活かされる必要があり、かつ個人情報やプライバシーを排した状態で、国民がそれをトラッキングできる必要がある。このような情報のリンケージを進めるためには、先にも述べたように、チャイルドデスレビューという文言がその目的とともに具体的に法令に記載され、リンケージすべき情報とその利活用についても明確化される必要があるといえる。

E . 結論

現行法の下では死亡小票をもとにした全数把握は可能であるが、死亡小票内容をもとにした詳細に検討すべき事例のスクリーニングは不可能であり、既存情報を生かすためには、別の法令根拠が求められるが、現行法そのままの弾力的運用には、多くの機関が関与しかつ関係法規とのバッティング（刑事訴訟法、個人情報保護法など）が生じることが容易に想定されるセンシティブ情報を扱うその性質上、「チャイルドデスレビュー」という文言そのものを法令に記載し、根拠を明確にしない限り、既存情報を活用することや、新たに情報を収集したり、他の法令根拠に基づき収集された情報を共有し、子どもの予防可能な死亡を

減少させるための知見を具体的に社会に還元させる体制を構築させるには不十分である。

このような情報のリンケージを進めるためには、先にも述べたように、チャイルドデスレビューという文言がその目的とともに具体的に法令に記載され、リンケージすべき情報とその利活用についても明確化される必要がある。

F . 健康危険情報

該当なし

G . 研究発表

論文発表 なし

学会発表 なし

書籍発刊 なし